

大項目	中項目	検討項目	区分	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等 (H25年3月時点)	実施、検討状況 H25年3月時点	実施、検討状況 H27年3月時点	実施、検討状況 H29年3月時点	実施、検討状況 H31年3月時点
			1 完了 2 実施中 3 検討中				実施時期・例規改正等			
		市民アンケートの実施	3 検討中	<ul style="list-style-type: none"> 議会に対する市民の率直な意見や考え等を知ることで、日常的な議会活動を診断し総合点検を行うことができる 市が実施している市民アンケートに議会に関する項目を追加するなどの方法がある 	<ul style="list-style-type: none"> 議会改革につなげるため、目的と内容を明確にして、市民アンケートを実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 広報広聴委員会における調査研究事項と位置づける。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報広聴委員会設置により研究 飯田市議会が行う広報広聴に関する規程（H24.12.21 議会運営委員会決定）第3条(7) その他議会の広報広聴に関する事項 広報広聴委員会の所掌事務に規定 	<ul style="list-style-type: none"> H26.5.20管外視察(愛知県豊田市議会)を実施。27年度以後引き続き検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> H28.5.11管外視察(新潟県柏崎市議会)を実施し、検討。現段階では、アンケートの目的、内容、結果の反映方法など明確実施理由がないことから、実施する必要はないととりまとめた。 ただし、市民から意見等を求める場合、市民アンケートは、「広聴」手段の一つとして必要と認識し、今後の実施とアンケート以外の市民からの意見を聴く有効な手段について研究を進めるよう次期広報広聴委員会に申し送る。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報広聴委員会で検討中
市議会議長の責務(第24条)	議会事務局職員の適切な指揮監督	議会の意向を実現できる事務局体制	2 実施中	<ul style="list-style-type: none"> 議会の専門性を高め、議会活動を充実していくためには、そのことをサポートする議会事務局職員の体制を強化する必要があり、議会の意向が実現できるように対応していく 	<ul style="list-style-type: none"> 議会運営ビジョン一覧(案)を実現するため、事務局体制を強化していく 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局体制の強化と法制担当者の配置について、議長が市側に申し入れる。 議会改革関連の予算増額について、特殊要因として市側に申し入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施 *法制担当者の配置については、別途第27条の欄に記載 	<ul style="list-style-type: none"> 実施中 	<ul style="list-style-type: none"> 実施中 *法制担当者の配置については、別途第27条の欄に記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施中 *法制担当者の配置については、別途第27条の欄に記載。
市議会議員の責務(第25条)	市民全体の利益を優先した政策提言	市民益につながる政策提言	2 実施中	<ul style="list-style-type: none"> 特定の地域のみならず、市民全体の市民益につながるような政策提言を行う必要がある 各議員が専門性を高め、政策立案ができるようにしていく必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 政策提言ができる議員としての資質を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> 議員活動を通じて、政策提言のためのシーズを拾い上げ、議会における全員参加型の政策形成サイクルに反映させていく。 反問権については、理事者側の要望があれば検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施 H24.11.21 左記事項について議会運営委員会決定(先例P25) 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 実施中 	<ul style="list-style-type: none"> 実施中 反問権に関しては、H30年12月18日に会議規則改正、実施要綱・運用指針を制定。H31年2月19日から施行。
	政治倫理の確立	議員政治倫理条例の研究	1 完了	<ul style="list-style-type: none"> 県下においても政治倫理条例が可決されている議会もあり、今後制定に向けた研究が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> 議員責務として政治倫理を確立していくため、引き続き研究を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 議会改革推進会議におけるこれまでの研究を中間報告としてとりまとめ、次期推進会議において研究テーマとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き研究(中間報告別紙) 	<ul style="list-style-type: none"> 内部の申合せを議長が明文化(飯田市議会議員の政治倫理に関する内規(H26.11.19 飯田市議会規程第1号)) 協議機関を決定(政治倫理に関し問題があると思われる行為について協議する機関について(H26.11.19 議会運営委員会決定)) 政治倫理に関する研修は議長が行うことを確認(H27.3.20 議会運営委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> 内部の申合せにより、平成27年度は、政治倫理をテーマとした議員研修を実施。 H28.1.20 飯伊市町村議会議員研修会 演題「地方議会における政治倫理のあり方」 講師 廣瀬和彦氏(明治大学政治経済学部講師) 	<ul style="list-style-type: none"> —